

山口市日常生活用具給付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第4条第1項又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に定める障がい者等に対し、日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより、日常生活の便宜を図り、もって障がい者等の福祉の増進に資することを目的とする。

(用具の種目及び給付の対象者)

第2条 給付の対象となる用具及びその対象者は、市内に居住する者であって、次の各号に掲げるものとする。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）により、給付の対象となる用具の貸与又は購入費の支給を受けられる者を対象者から除く。

- (1) 給付の対象となる用具の種目は、別表1の「種目」欄に掲げるものとする。また、一種目につき、同一の用具は一個の給付を原則とする。ただし、排泄管理支援用具には適用しない。
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、別表1の「対象者」欄に掲げる者。
- (3) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日 厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳の交付を受けている者で、別表1の「対象者」欄に掲げる者。
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉法に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、別表1の「対象者」欄に掲げる者。
- (5) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病（以下「難病」という。）であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者（以下「難病患者」という。）であって、かつ、別表1の「対象者」欄に掲げる者。

(申請)

第3条 用具の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、日常生活用具給付申請書（様式第1号）を福祉事務所長（山口市福祉事務所設置条例（平成17年山口市条例第91号）により設置された山口市福祉事務所の長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。ただし、住宅改修費の給付については「山口市重度障がい者等住宅改修費給付要綱」、点字図書の給付については「山口市視覚障がい者点字図書給付要綱」に定めるところによる。

- 2 前条（5）に規定する難病患者が申請する場合は、第1項に規定する申請書に併せ、日常生活用具を必要とする身体の状態等を記載した医師の診断書（様式第2号）を福祉事務所長に提出しなければならない。
- 3 排泄管理支援用具の給付にかかる申請については、前項によるとともに給付希望の開始月の前月または、当該月に行わなければならない。

4 既に給付を受けている用具と同一の用具の再給付にかかる申請については、前回の給付日より別表1の「耐用年数」欄に規定する期間を経過していない場合、給付対象外とする。

ただし、当該期間を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合は、この限りではない。

また、当該期間を経過した後においても、修理不能の場合若しくは再給付の方が部品の交換よりも真に合理的・効果的であると認められる場合又は操作機能の改善等を伴う新たな機器の方が障がい者等の用具の使用効果が向上する場合に限り、再給付することが可能であるものとする。

(調査)

第4条 福祉事務所長は、前条の規定による申請があったときは、必要な調査等を行い、日常生活用具給付調査書(様式第3号)を作成し、給付の要否を決定しなければならない。

(決定)

第5条 福祉事務所長は、前条の調査により用具の給付を決定したときには、日常生活用具給付決定通知書(様式第4号)により、給付を却下したときは、日常生活用具給付却下決定通知書(様式第5号)により、それぞれ申請者に通知するものとする。

2 福祉事務所長は、前項の規定により用具の給付を決定したときは、日常生活用具支給券(様式第6号、以下「支給券」という。)を申請者に交付し、日常生活用具給付委託通知書(様式第7号)により用具納入業者(以下「業者」という。)に通知するものとする。

(用具の給付)

第6条 前条第1項の規定により用具の給付の決定を受けた者(以下「給付決定者」という。)は、業者に支給券を提出して用具の給付を受けるものとする。

(費用の負担)

第7条 給付決定者又はこの者を扶養する者(以下「納入義務者」という。)は、当該用具の給付に要する費用の一部を業者に直接支払わなければならない。

2 前項の規定により支払うべき額(以下「自己負担額」という。)は、当該用具の給付に要する費用の1割(円未満は切り捨て)とし、当該障がい者等の属する世帯の市民税課税額等に応じて、別表2「世帯区分別自己負担上限額表」のとおり上限月額を設けるものとする。この場合において、用具の給付に要する費用は、別表1の「基準額」の欄に定める額の範囲内とする。

(業者への支払い)

第8条 市長は、業者から用具の給付に要する費用の請求があったときは、当該用具の給付に要した費用から前条の規定により納入義務者が業者に支払った額を控除した額を支払うものとする。

(譲渡等の禁止)

第9条 給付決定者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(費用及び用具の返還)

第10条 市長は、虚偽その他不正な手段により用具の給付を受けた者があるとき、又は用具の給付を受けた者が前条の規定に反したときは、当該用具の給付に要した費用の全部若しくは一部又は当該用具を返還させることができる。

(排泄管理支援用具の特例)

第11条 福祉事務所長は、障がい者等の申請の手続きの利便を考慮し、排泄管理支援用具については、次のとおり支給券を一括交付することができるものとする。ただし、年度を越えることはできない。

- (1) 暦月を単位として2ヶ月ごとに支給券1枚を交付すること
- (2) 別表1の「基準額」(月額)の範囲内で1ヶ月に必要とする排泄管理支援用具に相当する額の2倍(2ヶ月分)の額を支給券1枚に記載して交付すること
- (3) 支給券は、申請1回につき3枚(6ヶ月分)まで一括交付すること
- (4) 第7条に規定する費用の負担については、支給券1枚に記載された数量に相当する給付額について行うこと

(台帳の整備)

第12条 福祉事務所長は、用具の給付等の状況を明確にするため、台帳を整備するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、福祉事務所長が別に定める。

附 則

この要綱は平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。ただし、様式第4号及び様式第5号の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成31年3月1日から施行し、改正後の第2条（5）の規定は、平成27年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は令和3年3月1日から施行する。